

尾道市
独自

均等割のみ課税世帯・家計急変世帯へ 低所得世帯応援給付金 (3万円)を支給します

エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい、住民税均等割のみ課税世帯及び家計急変世帯に対し、低所得世帯応援給付金を支給します。

給付金額 (1世帯あたり) 3万円

支給方法 世帯主名義の口座へ振込

次の(1)か(2)いずれか1回限りの給付です。

(1) 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯
令和5年6月1日時点で尾道市に住民票があり、世帯全員の令和5年度の住民税が「均等割のみ課税者」か「均等割のみ課税者と非課税者」で構成される世帯
※税額控除前の所得割が課されている人を含む世帯は除く。

(2) 家計急変世帯
令和5年6月1日時点で尾道市に住民票があり、令和5年1～8月の間で予期せず収入が減少し、世帯員全員の住民税が非課税水準以下になった世帯

※(1)(2)とも、次の世帯は除きます。
・ 応援給付金(住民税非課税世帯)を受給した世帯主を含む世帯
・ 世帯員全員が、住民税所得割(税額控除前)が課税されている人の扶養親族の世帯

申請方法

(1) 対象と思われる世帯の世帯主へ、7月中旬に確認書を送付します。必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送してください。
(2) 申請が必要です。コールセンターにご連絡ください。申請書と返信用封筒を送付します。様式は、市HPにも掲載しています。必要書類(申請書、簡易な収入見込額の申立書、収入を証明する書類、本人確認書類、口座確認書類のコピーなど)を返信用封筒で返送してください。

9月29日(金)【消印有効】

送付先 〒722-8501 久保一丁目15-1 低所得世帯応援給付金担当

低所得世帯応援給付金コールセンター
(☎0120-77-4302/8:30~17:15

※土・日・祝日を除く。)

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付 金を支給します

食品等の物価高騰等による影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

給付金額 児童1人当たり一律5万円(全国一律)

(1) 低所得のひとり親世帯(①②③のいずれかに該当する人)

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当の受給者【申請不要】
- ② 公的年金等を受給されていることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない人【要申請】
- ③ 食品等の物価高騰等の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準になった人【要申請】

(2) 低所得のその他子育て世帯(①②③④のいずれかに該当する人)

- ① 令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の受給者【申請不要】
- ② 尾道市で新たに児童手当等の対象となる児童(新生児のケース等)について、初月分の手当を受ける人で、令和5年度分の市県民税が課税されていない人【要申請】
- ③ 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満))の養育者で、令和5年度分の市県民税が課税されていない人【要申請】
- ④ 対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障害児は20歳未満))の養育者で、令和5年1月以降に家計が急変し、令和5年度分の市県民税が非課税の人と同様の事情にあると認められる人(家計急変者)【要申請】

※(1)と(2)のいずれか一回限りとなります。

申請方法 簡易な収入額の申立等の必要書類を提出
※詳しくは、案内送付、チラシ、HP等により、別途周知します。

申請期限 令和6年2月29日(木)

支給方法 児童扶養手当、児童手当、特別児童扶養手当の登録口座又は指定口座へ振込

支給日

【申請不要】

- ・ 低所得のひとり親世帯 5月19日(金)に支給済み。
- ・ 低所得のその他子育て世帯 5月29日(月)に支給済み。

【要申請】 審査後随時支給

子育て支援課 (☎0848-38-9205)

国民年金保険料の納付が難しいときは免除・猶予制度をご利用ください

経済的な理由(※1)で保険料を納めることが難しい場合は、申請し承認を受けると全額か一部が免除されます。
免除・猶予期間に応じて将来受け取る年金額が減額されますが、10年以内であれば後から納めることができます。
(※1) 新型コロナウイルス感染症の影響によるものは令和4年度分の申請まで可能。

- 免除申請(全額・一部)
対 前年所得が一定額以下の人、失業等の理由がある人
- 納付猶予
対 50歳未満(学生を除く)の人
- 学生納付特例
対 大学(院を含む)や専門学校等に在学する人

申請に必要なもの	● 年金手帳(基礎年金番号通知書) ● 本人の印鑑(代理人の場合) ● 離職票(失業の場合) ● 学生証など(学生納付特例を申請する場合) ● マイナンバーカード等 ● 窓口で手続きする人の本人確認書類(免許証等顔写真のあるものは1点。それ以外は2点)
----------	--

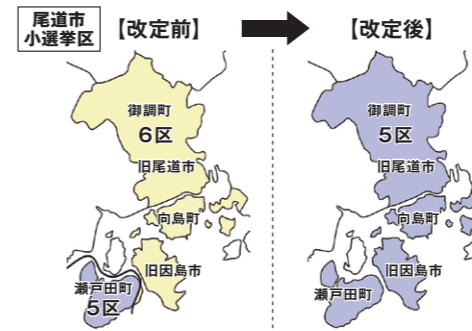
● マイナポータルで下記の国民年金手続きの電子申請ができます

対象の手続き	① 国民年金第一号被保険者加入の届出 ② 国民年金保険料免除・納付猶予の申請 ③ 国民年金保険料学生納付特例の申請	※マイナポータルで「利用者登録」が必要。 詳しくは日本年金機構のHPをご覧ください。
--------	---	---

☎ 保険年金課 (☎0848-38-9143)

衆議院小選挙区の区割りが変わりました

衆議院小選挙区の尾道市域の選挙区は、瀬戸田町が広島県第5区、それ以外の区域が広島県第6区と2つの選挙区に分かれていましたが、この度の区割り改定により、新5区に変わりました。
今回の衆議院議員総選挙から新しい選挙区で選挙が行われます。



選挙管理委員会事務局
(☎0848-38-9258)

「結婚相談してみませんか？」 尾道市結婚サポートセンターが開設1年を迎えます！

2022年7月に開設した尾道マリッジサポートセンターは、これまで多くのご入会を頂き、今月で丸1年となります。ご本人からの連絡はもちろん、ご両親や兄弟姉妹などご家族からのお問い合わせも頂いています。これからも結婚を前提に出会いを求める皆さんの登録をお待ちしています。



ご利用条件

- ① 市内に住民票がある人か市内に勤務する未婚者のうち、満40歳未満の人
- ② 結婚を前提としてサービスを利用する意思のある人
- ③ 婚姻後も市内に居住する意思のある人
- ④ 国税や地方税に滞納がない人(納税状況を市が確認することに同意する人)
- ⑤ 暴力団員、暴力団関係企業の構成員などではない人

尾道マリッジサポートセンター専用プラン(税込)

入会金 通常料金129,800円 → 尾道市専用プラン57,750円
月会費 通常料金 17,600円 → 尾道市専用プラン 8,800円
※入会から6カ月間限り。詳しくは市HPをご覧ください。

尾道市マリッジサポートセンター事務局
(株式会社ツヴァイ広島店 ☎082-544-1281)
※対象者のご家族からの問い合わせも受け付けています。

今秋には婚活イベントを予定しています。お楽しみに！

子育て支援課 (☎0848-38-9219)



▲市HP

飲用井戸水の水質検査をしましょう

井戸水を飲用している場合は、自分自身で井戸などの周辺施設を清潔にし、水質の管理をする必要があります。不衛生な井戸水を飲むと、健康を損なう恐れもあります。

定期的な検査をし、安心して井戸水を飲用しましょう。

水質検査が受けられる県内東部の主な検査機関・受付場所

- ・ (株)エヌ・イーサポート (☎084-926-4968)
- ・ (株)日本総合科学 (☎084-981-0181)
- ・ (一財)広島県環境保健協会東部支所 (☎084-952-0007)

尾道食品衛生協会(受付のみ ☎0848-23-8130) ※7/25(火)のみ「しまなみ商工会御調支所」にて、9:00~11:00で採水受付可能。

因島食品衛生協会(受付のみ ☎0845-22-3259)

環境政策課 (☎0848-38-9434)

日曜にも受け取れます マイナンバーカード

マイナンバーカード(個人番号カード)の交付案内が届いた人

7月23日(日)、8月6日(日)

8:30~12:00
次は8月27日(日)です。

本庁市民課のみ

※市民課以外の各支所が交付場所になっている人は、交付日の4日前までに交付場所変更の連絡をしてください。

- ・ マイナンバーカード交付通知書兼照会書(交付案内に同封)
- ・ 本人確認書類(交付案内参照)
- ・ 通知カード(回収します)
- ・ 住民基本台帳カード(回収します・お持ちの人のみ)

市民課 (☎0848-38-9166)



■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。
☎ 申込方法 申込先 受付時間 受付場所 対象者 内容 定員 料金 備考
☎ 電話 ☎ フォックス ☎ 電子メール ☎ ホームページ